

ID: 176

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	村田町ヤマニ邸の設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	平成20年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び村田町ヤマニ邸管理規則第5条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 町長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第10条の規定により使用料を減免できる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町の地場産業の振興に寄与し、若しくは町が主催又は共催する事業等と連携することを目的とした事業に使用する場合 全額免除</p> <p>(2) 地域の福祉増進に寄与することを目的とした事業に使用する場合 全額免除</p> <p>(3) その他町長が特に必要と認める場合 5割減額</p> <p>2 前項の規定により減免を受けようとするものは、ヤマニ邸使用料減免申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日